

# 後期基本計画素案

## 【基本目標1（基本施策1～3）】

\* 追加部分に網掛けをしてあります。

主担当部	福祉保健部	主担当課	健康推進課
関連課			

1 健康づくりの推進

施策 1 健康づくりの支援

(1) 現状と課題

自らの健康に関心を持つ市民が増え、健康づくりの意識は高まっています。しかし、健診受診後の保健指導の受診率が低い、がん検診受診率が東京都の平均と比較して低いなど、行動としての健康づくりにつながっていない部分も見えており、市民の健康に対する取り組みの見える化と、それらに伴う適切な支援が必要です。また、子どもの頃からの生活習慣づくりや、定年退職後の健康づくりなど、年代別の生活状況に合った取組の強化に対する社会的な要請が高まっているとともに、こころの健康に対する支援など、新たな課題も顕在化しています。また、市民が健康で質の高い生活を送るうえで口腔の健康が重要な役割を果たしていることは明らかではありますが、その認識が広く市民に浸透しているとは言いがたく、ライフステージに応じた口腔保健の推進が求められています。

これらの市の健康施策に関する課題や多様化するニーズに対してきめ細かに対応するため、分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの健康づくりに関わる多様な主体との連携を進めていく必要があります。

(2) めざす姿

生活習慣病の予防、口腔保健の推進、こころの健康づくりなど健康に関する正しい知識の普及が図られ、ライフステージに沿った健康づくりの啓発や支援を地域全体で行うことにより、「自らの健康は自らがつくり守る」という認識が高まっています。また、心身に障害や健康上の課題を抱えていても生活の質が高く、いきいきと暮らしています。

市民の健康づくりにつながる、人と人の絆や地域のつながりがもたらす力といったソーシャルキャピタル\*が醸成されるように、市民相互のつながりを深められる取組を推進します。

ソーシャルキャピタル(社会関係資本)は、人と人の絆や地域のつながりにより強化される「信頼」「規範」「ネットワーク」などの社会的仕組みを指す概念です。

（ 3 ） 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
健診受診後の保健指導の応募率 (%)	特定健診、成人健診尾保健指導対象者のうち受講を希望する人の平均です。健診の結果に基づき必要に応じて専門スタッフによる保健指導を受ける市民の増加を目指します。	特定健診 27.9% 成人健診 25.8% 平均26.9% (H23年度)	30.0%	特定健診 30.1% 成人健診 29.8% 平均30.0% (H26年度)	38.0%	
健康づくりの地域活動に参加したことがある市民の割合 (%)	地域で開催されている健康づくり活動に参加した、あるいは自ら健康づくり活動を主催している人の割合(%) 増加を目指します。	■	■	40.0%	50.0%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識し、子どもから大人までそれぞれの状況に合った食育の推進による健康的な食生活及び健康づくりを主体的に取り組めるよう、それぞれのライフステージに合った啓発や情報提供や多様な健康づくりの機会の充実を、分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの多様な主体の活動を支援することで実現します。また、市民の心の健康づくりに取り組み、市民の心身の健康維持を図ります。

( 5 ) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
健康管理支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する知識の普及などを目的に講座を実施します。</li> <li>・健康に関する個別の相談に常時応じられるように、保健師などの専門職を配置して、面接・電話による相談に応じます。</li> <li>・講演会や元気いっぱいサポーターの取組を通して、健康ふちゅう21を推進します。</li> <li>・市民のライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康に関する情報の発信方法の多様化や、学校、市内企業、各種団体などの地域主体による健康づくりの啓発活動を支援します。</li> </ul>
自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策基本法に基づいて策定した本市の自殺対策計画に則り、市の実情に合った対策を関係機関と連携しながら実施します。</li> <li>・実情に合った支援体制を学校教育、青少年育成等の施策と連携しながら構築します。</li> </ul>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） \_\_\_\_\_ 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・地域による主体的な健康づくり活動や健康づくりに関わるコミュニティビジネスを推進する。
- ・健康にかかる地域ネットワークの構築を推進する。
- ・体の健康とともに、こころの健康についても意識を向ける。

主担当部	福祉保健部	主担当課	健康推進課
関連課	子育て支援課、保育支援課		

1 健康づくりの推進

施策2 母子保健の充実

(1) 現状と課題

母子の健康管理と乳幼児の健全育成のため、乳幼児の各種健診事業や訪問、相談、各種教室などによる保健指導や定期予防接種を実施していますが、望まない妊娠、身近な相談相手や協力者の不在、育児の不安など、妊娠期から支援を要する母子が増えています。子どもの健全な成長発達を促すことや、児童虐待防止の観点からも、支援を要する妊婦を早期に把握し、妊娠期から子育て期まで継続的な支援につなげる体制の充実が求められています。

支援にあたっては、全ての子育て家庭に適切な情報提供を行うこと、関係機関が連携して対応することが重要です。更に母子保健事業の推進にあたって、子育て経験のあるボランティアの協力を得るなどの取り組みを充実させることが課題です。

(2) めざす姿

妊娠期からの継続的な支援により、安心して出産・育児に臨むことができます。出産後は、母子の保健指導や健康診査を通じて、母子ともに健康が保持増進されるとともに、育児にいきいきと取り組み、乳幼児が心身ともに健やかに育っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
乳幼児健診の受診率 (%)	市が実施する3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率の平均値。増加を目指します。	95.8% (H23年度)	100.0%	96.5%	100.0%	
定期予防接種の接種率 (%)	予防接種法に基づく乳幼児の定期予防接種の平均接種率。増加を目指します。	86.2% (H23年度)	95.0%	92.2%	95.0%	
新生児訪問の実施率	市が実施する新生児訪問の対象者に対する訪問実施率。増加を目指します。			86.1%	99%	○

#### 4) 施策の方向性

- ・子どもの健全育成に大きく影響を与える母親の健康支援や、子どもに対する健診事業や予防接種事業等が円滑に行われるよう、協力医療機関や保健所等の関係機関との連携強化と充実を図ります。
- ・母子保健衛生や子育てに関する情報発信や男性も参加できる講座の実施などにより、父親も母親も安心して育児に取り組めるよう支援します。
- ・妊娠期から子育て期まで継続的に支援する体制の充実を図ります。
- ・乳幼児の発達を支援する体制の充実を図ると共に、関係機関や専門機関との連携をより推進します。

#### 5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
母子健康づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の適切な時期に各種健診を行い、発育と発達、疾病の早期発見と早期治療につなげ、保健指導を行います。</li> <li>・妊婦健康診査の公費負担により、妊娠期の健康管理の充実を図ります。</li> </ul>
乳幼児予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染の恐れのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。</li> </ul>
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出をした妊婦に保健師等が面接を行い、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない情報提供、相談支援を行います。</li> <li>・地域の関係機関とのネットワークを充実させ、支援プランを作成します。</li> </ul>
乳幼児発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診において発達面で支援が必要とされた親子を対象として、子どもの発達と親子の関わりを支援する講座を実施します。</li> <li>・育児に不安を感じている保護者を対象としたグループ事業の充実を図ります。</li> </ul>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・地域ぐるみで子育て中の家庭を支援する。
- ・母子保健に関する意識を高め、育児不安など相談しやすい環境をはぐくむ。
- ・子育て経験を生かし、子育て支援ボランティアに積極的に参加する。

主担当部	福祉保健部	主担当課	健康推進課
関連課	保険年金課		

1 健康づくりの推進

施策3 疾病予防対策の充実

(1) 現状と課題

市では、国民健康保険加入者が受診する特定健康診査、後期高齢者医療健康診査のほか、成人健康診査、若年層健康診査を実施していますが、**健診の種類によっては健診受診率は低く、疾病の予防対策としての効果を期待するのは難しいのが現状です。**また、**がん検診の受診率は東京都の平均受診率と比較すると低いことから、早期発見・早期治療の重要性をさらに周知していく必要があります。**

**また、新型インフルエンザ等の新興感染症の予防について体制を整備する必要があります。**

(2) めざす姿

各種健（検）診事業を通して、生活習慣病やがんをはじめとした疾患などの早期発見の機会が提供され、結果に応じて医療機関への受診をはじめとした必要な**保健指導**が行われています。

**国や都と連携し、新興感染症の予防体制を整備するとともに、市民に対する適切な情報発信が行われています。**

また、**市民一人ひとりが健康管理に関する正しい知識や、自身の健康状態を把握し、自分らしい充実した生活を行っています。**

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
定期健(検)診受診率(%)	特定健診、後期高齢者医療健診、成人健診、若年層健診など、市が実施する健診を受ける人の割合。受診率増加を目指します。	25.6% (H23年度)	28.0%	28.7% (H27年度)	30.0%	
がん検診受診率(%)	市が実施するがん検診を受診した市民の割合です。受診率の増加を目指します。 (根拠法に基づいて実施している、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の受診率の平均)	7.4% (H23年度)	15.0%	10.13% (H27年度)	18.5%	
成人歯科健康診査受診率(%)	健康増進法に基づく年齢(年度末年齢 40,50,60,70歳)の受診率増加を目指します。	-	-	14.2% (H27年度)	15.5%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・ 健診事業・がん検診事業については、その効果や重要性が広く認められており、定期的な受診に結び付けていくため、今後さらに周知に努めます。
- ・ 医療機関や検査機関などの協力の下、実施体制を充実し、事業の質の向上や維持に努めるとともに、より多くの市民に受診機会を提供します。
- ・ がん検診の受診率向上のため、申込み方法の改良や情報提供の充実を図り、受診環境の整備を目指します。
- ・ 新興感染症の各種行動計画を必要に応じて見直すとともに、発生時を想定した訓練を実施するなど、必要な体制整備を行います。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
健康診査事業	・ 生活習慣病の予防のため、成人健康診査や若年層健康診査などを実施します。
各種疾病検診事業	・ 健康増進法に基づき、胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診を実施します。
歯科健診事業	・ 成人歯科健康診査（歯周病検診を含む）を実施し、歯の喪失の防止、歯と口腔の機能の保持に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ 定期的な健（検）診受診が重要であることを認識し、健康応援ガイドなどを活用して自らの受診スケジュールを管理できるようになる。
- ・ 災害、新興感染症発生を想定した訓練を、市民及び医師会等の関係機関の協力を得て実施する。

主担当部	福祉保健部	主担当課	健康推進課
関連課			

1 健康づくりの推進

施策 4 地域医療体制の整備

(1) 現状と課題

一般医療機関の休診時の応急医療機関としての休日・夜間診療の重要性は高く、また、「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関、「かかりつけ」薬局<sup>\*1</sup>の定着を促進するため、市内医療機関等に関する情報提供を充実させる必要があります。

高齢化率の進展とともに、在宅療養を取り巻く環境整備が求められています。

また、災害発生時に適切な医療サービスを提供するため、市内だけでなく、二次医療圏<sup>\*2</sup>内においても関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図っていく必要があります。

1 「かかりつけ」薬局とは、複数の医療機関から薬の処方を受ける場合に、1か所の調剤薬局で、全ての処方薬をもらうことを推奨する際の呼び名です。

2 二次医療圏は医療法30条に基づき、一般的な医療サービスの確保を都道府県が計画的に図るための単位として定められています。東京都では、都保健所の管轄地域を二次医療圏とし、府中市は、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市とともに東京都北多摩南部医療圏に属しています。

(2) めざす姿

市民は、「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関・薬局を持つとともに、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる環境が整っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	42.7% (H23年度)	45.0%	73.0% (H27年度)	65.0%	
保健センターでの休日・夜間診療の実施体制(%)	医師会などの協力の下、休日・夜間の診療を行っています。現状の体制を維持します。	100.0% (H23年度)	100.0%	100.0% (H27年度)	100.0%	

（ 4 ） 施策の方向性

- ・市内医療機関等に関する所在地や診療科目、診療時間等に関する情報提供を充実させ、「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関・薬局の定着促進を図ります。
- ・国や都道府県の下で、医師会等と連携しながら、在宅療養や退院時等の取り組みを充実し、市民に意識啓発すると共に、医療・介護連携の仕組みづくりを推進します。
- ・休日・夜間や災害発生時などにおいて、適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図ります。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
休日・夜間診療事業	・保健センターで休日・夜間診療を実施します。
災害時医療体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の市内の医療体制を防災担当課及び関係機関との連携のもとに整備します。</li> <li>・国の広域災害救急医療情報システムを活用した災害発生時の情報収集、情報発信体制を強化します。</li> <li>・助産師会との協定により、災害時の母子支援体制を強化します。</li> </ul>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関・薬局と、災害時に備えた常備薬のストックの相談や、いざというときのための健康管理などについて相談し、備蓄等の対応をする。
- ・災害時の母子支援体制の強化にあたり、市民の意見を取り入れた検討を行う。

主担当部	生活環境部	主担当課	住宅勤労課
関連課			

1 健康づくりの推進

施策5 保養機会の提供

(1) 現状と課題

姉妹都市である佐久穂町に市民と姉妹都市及び友好都市の住民の保養の場として、市民保養所「やちほ」を設置し指定管理者制度により管理運営をしています。なお、平成26年度に大規模改修を実施し、より快適に保養できる施設としましたが、さらに多くの方に利用いただけるよう、効果的なPRや利用者のニーズにきめ細かく対応したサービスの提供が必要となっています。

(2) めざす姿

魅力ある市民保養所の運営に努め、市民に休養の場を提供することにより、心身のリフレッシュや健康増進が図られています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
保養所の利用率(%)	利用人数を年間利用可能定員数で除した数です。増加を目指します。	34.5% (H23年度)	43.8%	33.9% (H27年度)	43.8%	
保養所の稼働率(%)	利用部屋数を年間利用可能部屋数で除した数です。増加を目指します。	41.2% (H23年度)	46.5%	41.5% (H27年度)	46.5%	

#### 4) 施策の方向性

- ・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図ります。また、佐久穂町と協働して、地域の特性を活かした自主事業の実施や積極的なPR活動を展開することで、利用者の拡大を図ります。

#### 5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
やちほ管理運営事業	・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図っていきます。また、指定管理者に対して、市民サービスの提供や事業展開、施設の適正な管理について確認・指導を行っていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

「やちほ管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・保養施設を利用し、心身のリフレッシュや健康増進を図る。

主担当部	子ども家庭部	主担当課	子育て支援課
関連課	保育支援課		

2 子育て支援

施策6 地域における子育て支援

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進行や地域社会の変化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下等に対応するため、在宅で子育てをする家庭を対象に、子ども家庭支援センターや各保育所等では、子育てひろばや園庭開放などの親子交流活動や子育て相談事業を実施し、子育て中の保護者の孤立化の防止や育児に係る負担感の軽減を図っています。また、市の保育士やボランティアが実施する子育てひろばとして、文化センター等の施設を活用し、身近な地域で親子が気軽に集い、交流できる場を提供しているほか、子育てひろば活動を実施する団体への活動の支援や子育てに関する講座・イベント等を実施しています。

地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との連携や協働を図り、地域全体で子ども・子育てを支える環境づくりを進めるとともに、その取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における子育て支援体制を再構築することが必要となっています。

(2) めざす姿

身近なコミュニケーションの場において地域と子育て家庭が日常的にふれあうことにより、地域全体で子ども・子育てを支えていく意識が形成されています。親子が孤立化することなく、安心して出産し、子育てできる環境が地域に整っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
子育てひろば事業実施箇所数(か所)	子育てひろば事業の実施箇所数です。増加を目指します。	■	■	11か所 (H27年度)	16か所	■

（ 4 ） 施策の方向性

- ・地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との更なる連携や協働を図りながら子育てひろば事業等を実施し、気軽に親子が交流できる機会を提供します。また、子育てひろば等において子育てに関する講座やイベントを実施し、地域で子ども・子育てを支えていく意識を醸成するための取組を進めます。
- ・「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく6エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
子育てひろば等活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業や、市民のボランティアによる子育てひろば事業等について、市立保育所（基幹保育所）の地域子育て支援機能充実の動向と歩調を合わせて市全体の提供体制のバランスに配慮して実施します。</li> <li>・子育てひろば等において様々な人材・団体と連携して講座やイベント等を実施し、地域で子ども・子育てを支えていく意識を醸成します。</li> </ul>
地域子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の保育士への相談や保護者同士の情報交換、親子の交流ができる場を提供するひろば事業を実施します。</li> <li>・市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、アウトリーチ型の事業展開も含め、地域の子育て支援機能の充実を図ります。</li> </ul>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・子育てしやすい地域環境を作るために、親子で交流できる子育てひろば事業等に積極的に参加するなど、市民同士で交流することで、地域のつながりを強める。
- ・地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識を持って、地域で子育て支援に関わっていく。
- ・市・事業者・家庭等でワーク・ライフ・バランスの意識を醸成し、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。

主担当部	子ども家庭部	主担当課	子育て支援課
関連課	保育支援課・健康推進課		

## 2 子育て支援

### 施策7 子育て家庭の育児不安の解消

#### (1) 現状と課題

出産や子育ての支援に関する情報については、妊娠期から様々な機会を捉え、子育てサイトやメール配信、子育て情報誌などの多様な媒体を活用して提供し子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子育て家庭の孤立化や育児不安が児童虐待の一因といわれ、複数の問題を抱える家庭や子育てに関する相談が年々増加している状況に対応するため、子ども家庭支援センター「たち」で相談員が面談等により子育ての相談に対応しています。

保護者が一人で悩みや不安を抱え込むことがないように、また支援が必要な家庭へ早期に支援の手が届くよう、子育てに関する情報入手や相談をより身近な地域で気軽にできる環境づくりを進めるとともに、関係機関が連携し、妊娠期から子育て期まで包括的・継続的な支援を行う体制の充実が必要です。

#### (2) めざす姿

身近な地域で子育てに関する情報の入手や相談がしやすい環境が整備されることにより、子育て中の保護者や妊婦の抱える子育てへの不安や精神的な不安が緩和・解消されるとともに、児童虐待が予防され、その重篤化が未然に防がれています。

( 3 ) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
児童虐待により入院及び死亡した件数(件)	児童虐待により、入院や死亡した件数です。児童虐待の重大事案の発生は未然に防止しなければならないものなので、0件を維持します。	0件 (H23年度)	0件	0件 (H27年度)	0	
市民に対する児童虐待防止の普及・啓発活動を行った回数(回)	児童虐待を防止するため、市民に対して普及・啓発活動を行った回数です。定期的かつ継続的に活動を行い、関係機関や市民の意識を高めていく必要があるため、現状値の4件を維持しつつ、必要に応じて活動回数を増加します。	1回 (H23年度)	2回	4回 (H27年度)	4回	
産前産後家庭サポート事業の新規登録世帯数(世帯)	妊娠中や出産後に支援が必要な家庭に援助員を派遣する産前産後家庭サポート事業の新規登録世帯数です。増加を目指します。			224世帯 (H27年度)	260世帯	
安心して出産し、子育てできると感じている市民の割合(%)	市民意識調査の結果です。増加を目指します。	41.1% (H23年度)	50%以上	50.3% (H27年度)	現状値 以上	

( 4 ) 施策の方向性

- ・子育てサイトやメール配信、子育て情報誌などの多様な媒体を活用し、子育てに関する情報提供を行います。
- ・子ども家庭支援センターでは、気軽に子育ての相談ができる場所を設け、引き続き育児不安の解消に努めるとともに、関係機関との連携をさらに深め、支援が必要な家庭に対してきめ細やかな支援を行っていくことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。
- ・複数の問題を抱える家庭や児童虐待の困難事例等の増加に対応するため、関係機関との連携及び、研修参加等による職員の専門性を強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・子育てに関する情報提供や子育て支援事業の利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う利用者支援事業を拡充するとともに、子ども家庭支援センターや市立保育所(基幹保育所)保健センター等を拠点とした地域連携機能を強化することにより、妊娠期から子育て期まで包括的・継続的に支援する体制の充実を図ります。

( 5 ) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
児童虐待防止事業	・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。また、児童虐待防止に関する普及啓発への取組を進めます。
育児不安解消支援事業	・子育てに悩む家庭や、出産前後で家事や育児の支援が必要な家庭への訪問サービス、子育てに関する情報の提供やプログラムの実施など、きめ細やかな支援により育児不安の解消を図ります。
子どもと家庭の総合相談事業	・子ども家庭支援センターでの子どもと家庭の総合相談を継続して実施します。
利用者支援事業	・子育て家庭が各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を行う利用者支援事業について、機能の充実と実施箇所数増に向けた取組を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・責任ある大人として一人ひとりの子どもを愛情を持って見守る。
- ・身近な地域で積極的に情報を収集し、また親同士での情報交換を行うなど、子育てに関する情報へのアンテナを張る。
- ・市・地域のNPO法人・子育て経験者等が協働で、育児不安を解消するための相談・訪問事業等を行う。

主担当部	子ども家庭部	主担当課	子育て支援課
関連課			

2 子育て支援

施策 8 子育て家庭の経済的負担の軽減

(1) 現状と課題

若い世代において理想の数だけ子どもが持てない状況があり、子育てにかかる経済的負担がその大きな理由とされるなかで、子育てにかかる多大な費用の軽減を図るため、現在、児童手当は中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給しています。なお、児童手当は所得制限がありますが、その制限を超えている家庭も対象として支給しています。また、児童への医療費助成制度においては、保護者の所得に関係なく、中学校3年生までの児童を対象に助成を行っています。

なお、今後も引き続き国や都の動向に注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

「中学校3年生までの児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童としています。

(2) めざす姿

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費を助成することで、経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境となっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
府中市の合計特殊出生率 (人口動態統計)	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。増加を目指します。	1.35 (H23年)	増加	1.36 (H27年)	増加	

#### （ 4 ） 施策の方向性

- ・ 児童手当の支給及び医療費の助成を引き続き行い、子育て中の家庭に対し、経済的な支援を行います。

#### （ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
児童手当支給事業	・ 国の動向に注視しつつ、適正に児童手当を支給します。
子育て家庭医療費等助成事業	・ 引き続き義務教育修了前の児童について、保険診療の自己負担分を助成します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・ 市の取組に関心を持ち、国や都の子育て支援施策の見直し等の変更があった場合には、適切に対応する。
- ・ 適正な医療機関の受診に努める。
- ・ 地域における子育て世帯の見守りを図るため、民生委員・児童委員との連携を深め、経済的支援が必要な家庭について情報を把握する。

主担当部	子ども家庭部	主担当課	子育て支援課
関連課			

## 2 子育て支援

## 施策9 ひとり親家庭への支援

## (1) 現状と課題

離婚の増加などの様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。ひとり親家庭の生活として子育て、住まい、仕事、経済状況などをどのように設計するかが課題となります。また、相談できる親族や友人からのサポートを得ることで心身の健康を保つことが大切となります。また、市民意向調査の結果からは、ひとり親家庭の4割以上がパート・アルバイト雇用などの非正規の仕事に就いていることが分かります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心した生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図り、ハローワークとの連携などにより、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

## (2) めざす姿

ひとり親家庭が、個々の実情に即した各種手当や相談、ホームヘルプなどのサービスを活用しながら生活力を向上し、安定した就労と収入により、経済的・精神的に自立した生活を営んでいます。

## (3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
ひとり親家庭ホームヘルプサービスの登録世帯数(世帯)	ひとり親家庭への日常生活の世話等必要なサービスを行うホームヘルパーの派遣を希望する登録世帯数です。増加を目指します。	87世帯 (H23年度)	105世帯	85世帯 (H27年度)	105世帯	
児童扶養手当受給者のうち就労している世帯の割合(%)	児童扶養手当受給者のうち就労に関する証明を出した世帯の割合です。ひとり親家庭への自立へ向けた支援が充実すれば、就労する受給者の割合が増えることとなります。増加を目指します。	79.8% (H23年度)	80.0%	86.0% (H27年度)	90.0%	
ひとり親家庭自立支援事業の対象者数(人)	ひとり親家庭の親を対象とした資格取得の支援や就労支援の各種事業を利用した人数です。就労・自立につながるひとり親家庭が増えることとなります。増加を目指します。	-	-	17人 (H27年度)	23人	

#### （４）施策の方向性

- ・ひとり親家庭に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。
- ・就業につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行い、経済的な自立を促すほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーを派遣し、安定した生活が維持できるよう支援します。
- ・ひとり親家庭からの様々な相談に応じ、経済的・精神的に自立した生活を送ることができるよう、各種情報提供を行います。

#### （５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
ひとり親家庭対象 手当支給・医療費助 成事業	・国・都の動向を注視しつつ、適正に手当の支給及び医療費の助成を行います。
ひとり親家庭自立 支援事業	・ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援、ホームヘルパーの派遣等の自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭自立 支援相談	・ひとり親家庭からの相談に応じ必要な情報提供や支援を行い、自立を促します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・市の取組に関心を持ち、相談窓口を利用するなど情報収集に努める。
- ・講習会やセミナー等に積極的に参加する。
- ・自立に向けて就労意識を高める。
- ・ひとり親家庭対象の手当支給や医療費助成を適正に行うため、民生委員・児童委員との連携を深める。

主担当部	子ども家庭部	主担当課	保育支援課
関連課			

2 子育て支援

施策 10 教育・保育サービスの充実

(1) 現状と課題

増加する保育需要に適切に対応するため、新たな保育所・分園の開設や定員増などの取組みを積極的に進めてきましたが、女性の就労意向の変化や転入者の増加等による保育需要の増加により、待機児童を解消するに至っていません。また、一時預かり・定期利用保育、病児保育や教育施設における教育などの多様な教育・保育サービスが求められています。今後は多様な施設又は事業者から質の高い教育・保育が、保護者の選択に基づき適切に提供されるよう、市内における教育・保育の提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

(2) めざす姿

働きながらの子育てなど様々な家庭の事情に対して、多様な教育・保育制度が整い、子どもを安心して生むことができ、子どもたちがいきいきと心身ともに健やかに育っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
保育所入所待機児童数(人)	4月1日時点において、認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが、認可保育所等に入所できない児童の数です。待機児童の解消を目指します。	182人 (H24年度)	0人	296人 (H28年度)	0人	

#### （４）施策の方向性

- ・子育て家庭に必要保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の設備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。
- ・私立保育園の整備を行うほか、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定子ども園や、少人数の3歳未満児を保育する家庭的保育事業等の地域型保育事業の整備についても検討しながら待機児童の解消を図ります。
- ・教育・保育の質を確保し、教育・保育施設等を安心して利用できる環境にするための巡回支援や研修を実施するほか、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。
- ・多様な主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・定期利用保育、病児保育などの保育サービスの充実に努めます。
- ・市立保育所が拠点となり、地域支援の仕組みづくりや保育所の役割・機能について研究し、市民が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

#### （５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度取組
私立保育所等給付・運営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度に基づく保育給付を適正に行います。</li> <li>・延長保育時間について利用者ニーズに対応し適切な支援を行います。</li> <li>・一時預かり・定期利用保育については市内の認可保育所等に働き掛け、実施施設の増加を目指します。</li> </ul>
私立幼稚園等給付・通園支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度に基づく教育給付を適正に行います。</li> <li>・国・都等の補助金を活用して、園児保護者の負担軽減を図ります。</li> </ul>
待機児童解消事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等の保育施設の整備を行い、待機児童の解消を図ります。</li> </ul>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

「待機児童解消事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・民間活力により多様な保育サービスを提供する。
- ・地域支援による見守りや子育て中の家庭を支援する。
- ・地域の子育てネットワークの充実に努める。

主担当部	福祉保健部	主担当課	高齢者支援課
関連課			

### 3 高齢者サービスの充実

## 施策 1 1 高齢者の生きがいの支援

### (1) 現状と課題

近年の高齢者は、健康で活動的な方が多いため、多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。

一方、地域社会のつながりが希薄化するなか、高齢者等の孤立化が憂慮されており、本市においても、急増する高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などへの支援策の構築が急務となっています。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康と生きがいに資する環境整備に努めることはもちろんですが、元気な高齢者には地域における支え合いの体制づくり、地域づくりを推進する中でも活躍してもらえよう取組を進める必要があります。

### (2) めざす姿

元気な高齢者が、それぞれ培った知識や経験、技術を活かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍しています。また、これらの元気な高齢者を中心として、地域における支え合いの体制が構築されています。

### (3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
老人クラブ への加入率 (%)	65歳以上の老人クラブ 会員数を65歳以上の府 中市人口で除した数で す。現状値維持を目標と します。	11.2% (H23年度)	11.2%	11.2% (H28年度)	11.2%	
シルバー人 材センター への入会率 (%)	65歳以上のシルバー人 材センター会員数を65歳 以上の府中市人口で除し た数です。現状値維持を 目標とします。	3.0% (H23年度)	3.0%	3.1% (H28年度)	3.1%	

（４）施策の方向性

- ・高齢者の知識や経験を活かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、多様な価値観やライフスタイルに合わせた支援を行います。また、地域住民が主体となった支え合いの体制づくり、地域づくりを促進するため、活躍できる場の情報提供等の支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
高齢者地域支え合い推進事業	・高齢者が要介護状態や一人暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らせるよう、地域における支え合いの体制を築き、地域づくりへとつなげていきます。
老人クラブ補助事業	・老人クラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の加入を促進し、もって高齢者が明るく健全な生活を送ることができるように支援します。
シルバー人材センター支援事業	・シルバー人材センターが行う高齢者の就労に関する事業に対して補助を行うことにより、シルバー人材センターへの加入を促進し、もって高齢者がいきいきと働き、地域社会で活躍できる環境を整えます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・高齢者は、元気で活動的な生活を送れるよう、スポーツなどを通じた自主的な健康づくり、介護予防につながるような取組を積極的に行う。
- ・高齢者がいきいきと、充実した高齢期を過ごせるよう、老人クラブやシルバー人材センター等を通じた地域貢献活動に参加する。

主担当部	生活環境部	主担当課	住宅勤労課
関連課			

### 3 高齢者サービスの充実

## 施策 1 2 高齢者の就労支援

#### (1) 現状と課題

高年齢者雇用安定法の改正により、年金受給開始年齢までの雇用環境の整備が図られていますが、高年齢者（概ね55歳以上）の就労意欲は高く、依然として多くの高年齢者が就労を求めています。公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が実施する「いきいきワーク府中」（高年齢者無料職業紹介事業）\*では、市内事業所から数多くの求人情報を収集し、求職者に提供しています。今後も受け皿の確保や多様化する希望職種への対応が課題となっています。

「いきいきワーク府中」は、東京都のアクティブシニア就業支援センターとして、都内でもトップレベルの求人数を独自に獲得しています。

#### (2) めざす姿

働く意欲のある高年齢者が、就労相談や就労機会の提供を受け、豊富な知識と経験を活かして、積極的に地域で活躍しています。

#### (3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
就職率(%)	就職者数を新規求職者数で除した数です。増加を目指します。	32.0% (H23年度)	36.8%	27.2% (H27年度)	36.8%	

#### 4) 施策の方向性

- ・高年齢者の就労支援を行っている公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することにより、またハローワーク府中や東京しごとセンター等との連携を図ることにより、就労を希望する高年齢者へのきめの細かい就労相談や多様な職種への就労を図ります。

#### 5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
補助金 はつらつ高年齢者就業機会創出支援事業	・高年齢者の就労支援を行っている公社の運営を支援することで、就労を希望する高年齢者の就労を図ります。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・多くの高年齢者が就労できるよう、企業の協力を得る。

主担当部	福祉保健部	主担当課	高齢者支援課
関連課			

### 3 高齢者サービスの充実

## 施策 1 3 高齢者の生活支援

### (1) 現状と課題

地域包括支援センターを拠点とする地域包括ケアシステムの構築に向けた、行政・医療機関・市民・関係機関・事業者・企業等の連携強化、在宅療養支援体制の整備、地域住民の主体的なネットワークづくりや活動の支援が課題となっています。また、自治会、民生委員等の関係機関と連携し、災害時に支援が必要な高齢者の支援体制の整備を図る必要があります。

介護保険制度を円滑に運営することにより、在宅生活の全般を支援していますが、さらなる福祉施策の展開のために、社会情勢や介護保険法改正の影響を勘案しつつ、制度で不足するサービスを補いながら、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活支援の充実に努めていくことが課題となっています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援サービスや住まいに関することなどを一体的に考え、対象者のニーズに合わせてサービスを提供するための地域での体制のことです。

### (2) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援サービスに加え、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供されるとともに、地域住民が主体的に様々なネットワークを作り、市やNPO、事業者等とも協働した身近な地域の支え合いが行われています。

### ( 3 ) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
認知症サポーター「ささえ隊」養成人数(人)	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症を正しく理解し、本人と家族を応援する認知症サポーター「ささえ隊」の養成講座の受講者数です。増加を目指します。	4,422人 (H23年度)	6,420人	12,601人	20,780人	
災害時要援護者名簿登録指数(%)	災害時要援護者名簿登録者数を75歳以上人口で除したものです。数値が減少しないよう、登録漏れをなくすよう努めます。	35.6% (H23年度)	38.0%	34.7%	38.0%	
自立支援住宅改修給付件数(件)	住宅改修などが必要と認められる65歳以上の方に対して、手すりの取付け及び浴槽などの取替え等の改修に対し助成を行う件数です。増加を目指します。	110件 (H23年度)	140件	106件	120件	

### ( 4 ) 施策の方向性

- ・要介護状態にならないため、介護予防推進センターや地域包括支援センターが実施する介護予防事業をはじめ、介護や支援が必要な状態になっても、また認知症になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される支援策を展開します。
- ・地域住民が主体的に多様なネットワークをつくるための支援を進め、市やNPO・ボランティア団体、介護サービス事業者等とも協働した身近な地域の支え合いの仕組みと体制を一層充実させます。

**( 5 ) 主要な事務事業**

事業名	H30～H33年度の取組
認知症対策事業	・認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。
高齢者災害時対策事業	・災害時要援護者名簿への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を行います。
在宅高齢者住環境改善支援事業	・住宅改修を通じて在宅での住環境の改善を支援します。

**事業名を予算事業順に並べ替えました。**

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ）          億円

**市民に期待すること、協働で取り組むこと**

- ・市民は地域の住民運営の通いの場や社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすように努める。
- ・市民、NPO、事業者等は、配慮の必要な高齢者の見守り活動や生活支援を行い、地域での支え合いに努める。

主担当部	福祉保健部	主担当課	介護保険課
関連課	高齢者支援課		

## 3 高齢者サービスの充実

## 施策 1 4 介護保険制度の円滑な運営

## ( 1 ) 現状と課題

高齢化に伴い介護を必要とする要支援・要介護者の数が増え、介護サービスの利用量及び給付費が急速に増大していることから、制度の持続可能性を確保する必要があります。このため、財源の確保や不適切な保険給付の抑制等による介護サービスの効率化・適正化、サービスの拡充、サービスのさらなる質の向上が課題となっています。

## ( 2 ) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が尊厳を持って住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実に努めています。

## ( 3 ) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
前期高齢者の要介護認定率(%)	65歳から74歳までの府中市人口に占める要介護(支援)認定者の割合です。介護予防への取組に対する効果等により減少を目指します。	4.7% (H23年度)	4.0%	4.7% (H27年度)	4.0%	
介護サービスの周知度(%)	介護サービスの各内容について知っている市民の割合です。増加を目指します。	68.7% (H23年度)	75.0%	62.2% (H27年度)	75.0%	
軽度認定者が重度化する割合(%)	更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。減少を目指します。	31.1% (H23年度)	25.0%	33.9% (H27年度)	25.0%	

#### （４）施策の方向性

- ・介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護サービスの効率化、適正化を図ります。
- ・在宅生活を支えるための、地域に密着したサービスの整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を目的として、居宅介護支援事業者連絡会などとの連携に努め、適切なサービスが提供されるよう事業者向け研修会の実施に努めます。
- ・様々な居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、施設サービス等の計画的な整備を図りつつ、給付費の伸びに起因する介護保険料の上昇に配慮します。
- ・地域住民や離職者などを活用した新たな介護人材の確保に向け、関係機関との連携を図ります。

#### （５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
介護保険運営事業	・国の動向を注視しながら、介護保険制度の円滑な運営を図ります。
介護保険給付事業	・居宅系サービス、施設系サービスの基盤整備を推進します。
介護保険給付適正化推進事業	・介護サービスを必要とする人（受給者）が真に必要とするサービスを利用できるように、受給者及び事業者対象の相談・助言を行う体制の強化に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

#### 市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・市民は、介護保険の制度内容や介護方法などについての理解を深め、生活に活かす。
- ・介護事業者は介護保険の事業について、法令を遵守し適切なサービスを提供する。